

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成30年7月30日

匝 瑛 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○	/	/	/	匝瑛市今泉地区	無	平成26年度～平成30年度	今泉環境保全会
○	/	/	/	匝瑛市吉田地区	無	平成29年度～平成33年度	吉田西部環境保全会
○	/	/	/	匝瑛市川辺・栢田・堀川地区	無	平成28年度～平成32年度	栄東部環境保全会
/	/	○	/	匝瑛市中央地区、豊栄、匝瑛地区、豊和地区及び栄地区	無	平成28年度～平成32年度	Three little birds 合同会社